

新潟県土木部・交通政策局 見積活用方式 試行要領

第1 趣旨

この要領は、新潟県土木部、交通政策局及び関係地域機関が発注する建設工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積を活用する方式（以下、「見積活用方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

(1) 「入札参加希望者」

一般競争入札（制限付きを含む）の公告に対して、参加資格確認申請書を提出した者をいう。

(2) 「入札参加者」

入札参加希望者のうち、競争参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者をいう。

(3) 「標準積算」

新潟県土木部積算基準及び関係通知に基づき積算することをいう。

(4) 「見積回答書」

本方式により、入札参加希望者から提出される見積価格が記載されている見積書をいう。

(5) 「実勢価格」

市場で実際に取引されている価格をいう。

第3 対象工事

見積活用方式の試行の対象となる工事は、土木部、交通政策局及び関係地域機関が一般競争入札（制限付きを含む）により発注する電気通信工事、機械設備工事等で、かつ、以下の①から③までのいずれかに該当し、本方式の適用が望ましい工事とする。

- ① 見積を用いて設定した予定価格により入札を行い、予定価格と入札金額に乖離が生じた実績がある。又は、想定される場合
- ② 見積依頼をしたが、辞退者が多く見積徴収が難しい実績がある。又は、想定される場合
- ③ 見積内容が特殊又は専門性が高く、見積依頼先の選定が困難な場合

第4 対象項目

上記第3①から③までに該当する費用について、労務費、材料費、機械経費等を含んだ構成による見積を徴収することを基本とする。

第5 入札方式

入札方式は、一般競争入札（制限付きを含む）とする。

また、総合評価落札方式の適用については、工事内容及び競争性の状況等を踏まえ、工事毎に適用の可否を選択する。

第6 見積の依頼

- (1) 見積の依頼は入札公告時に行うものとし、入札公告に見積活用方式の試行対象工事であることを記載して依頼するものとする。
- (2) 入札公告には、以下の①～⑤の事項を記載するものとする。
 - ① 見積回答書（様式－2）は、参加資格確認申請書とともに提出すること
 - ② 見積回答書（様式－2）の内容に不備がある場合は、入札参加資格を認めないこと
 - ③ 入札参加者以外から提出された見積回答書は、予定価格の作成の参考としないこと
 - ④ 予定価格の作成に活用した歩掛及び単価は、入札参加者に対し、競争参加資格確認通知書と合わせて通知すること
 - ⑤ 見積回答書の作成及び提出の費用は、入札参加希望者の負担とすること
- (3) 見積の依頼にあたっては、入札参加希望者が、工種及び施工条件を十分に理解して見積もることができるように、必要な図面（平面図、施工断面図等）、参考資料（「工法名称」や「必要事項」）を添付し、見積構成を定めて依頼するものとする。
- (4) 見積条件説明書（様式－1）には、以下の①～③の事項を記載するものとする。
 - ① 見積回答書に用いる単価は、新潟県土木工事等基礎単価表、物価資料等掲載価格又は見積（自社等）で構成するものとし、その採用順序は「積算基準〔1 一般土木〕県版」によること。ただし、営繕工事等でこれによりがたい場合は、別途記載すること
 - ② 見積回答書において用いる単価は実勢価格とし、価格上昇を予測した価格ではないことに留意すること
 - ③ 見積価格が、実勢価格と著しく乖離している恐れがあると認められる場合は、これについてヒアリング等により確認を求めることがあること

第7 予定価格の作成

- (1) 予定価格の作成に活用する見積（以下、「採用見積」という。）に記載の歩掛及び単価を反映し実施設計書を作成し、予定価格を定めるものとする。
- (2) 採用見積は、標準積算と同様な手法により決定する。ただし、営繕工事等についてはこれによらない。
- (3) 入札参加資格がないと認めた者の見積回答書は、採用見積としない。
- (4) 採用見積に記載の歩掛及び見積（自社等）による単価は、入札参加者に対し、競争参加資格確認通知書とともに「様式－3」により通知するものとする。

第8 設計変更時の取扱い

- (1) 採用見積の歩掛及び単価は、原則として、設計変更しない。
- (2) 新たな工種等を追加する場合、又は、当初の見積条件に大幅な変更が生じる場合における設計変更時の歩掛及び単価は、改めて受注者から提出された見積を採用することができる。

第9 留意事項

- (1) 見積依頼にあたっては、見積を作成する者の立場に立ったわかりやすい依頼を行うこと。
- (2) 見積条件説明書に添付する「施工条件の明示」は施工条件や搬入経路、仮設や資材搬入の条件等を発注機関内で十分検討したうえで、詳しく記載すること。

【施工条件の明示に記載する例】

- ・ 施工条件（現場が狭隘、上空制限あり、人家に近接、施工箇所が点在等）
- ・ 施工機械の搬入経路（道路幅、交通規制等）
- ・ 仮設条件、資材搬入条件、その他特記すべき事項

付則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。（令和5年9月13日制定）

この要領は、令和7年10月20日から施行する。（令和7年8月29日制定）

この要領は、令和8年10月20日から施行する。（令和8年9月29日制定）